

検査の背景

- ✓ 相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、**取引相場のない株式は、財産評価基本通達（評価通達）によれば、株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価**
- ✓ **原則的評価方式として次の3つの評価方式があり、評価会社の規模区別に選択可能な評価方式が定められている**
 - ① **類似業種比準方式**は1株当たりの類似業種比準価額により評価
→ 会社の業績等を表す3要素について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価
 - ② **純資産価額方式**は1株当たりの純資産価額により評価
 - ③ **併用方式**は類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価
- ✓ 同族株主(注)以外の株主等が取得した株式については、**特例的評価方式である配当還元方式**により評価
配当還元方式は年配当金額を一定の率（還元率＝10%）で割り戻すことにより株式の価額を計算
(注) 課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者

検査の状況

- ✓ 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査
- 1. **原則的評価方式による評価の状況**
 - ・ **類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準**
→ 計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式(①)及び併用方式(③)による各評価額は、純資産価額方式(②)による評価額に比べて相当程度低く算定され、**各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況**
 - ・ 純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍
→ **評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向**
⇒ **類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあることなどが要因となっている**と思料
 - ▶ **このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で**株式の評価の公平性が必ずしも確保されている**とはいえない**と思料
- 2. **特例的評価方式（配当還元方式）による評価の状況**
 - ・ **配当還元方式の還元率（10%）は、評価通達制定当時（昭和39年）の金利等を参考にするなどして設定**
その後、**還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直されていない**
→ **還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ**
 - ▶ **10%の還元率に基づいて算定される評価額は、通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがある**と思料

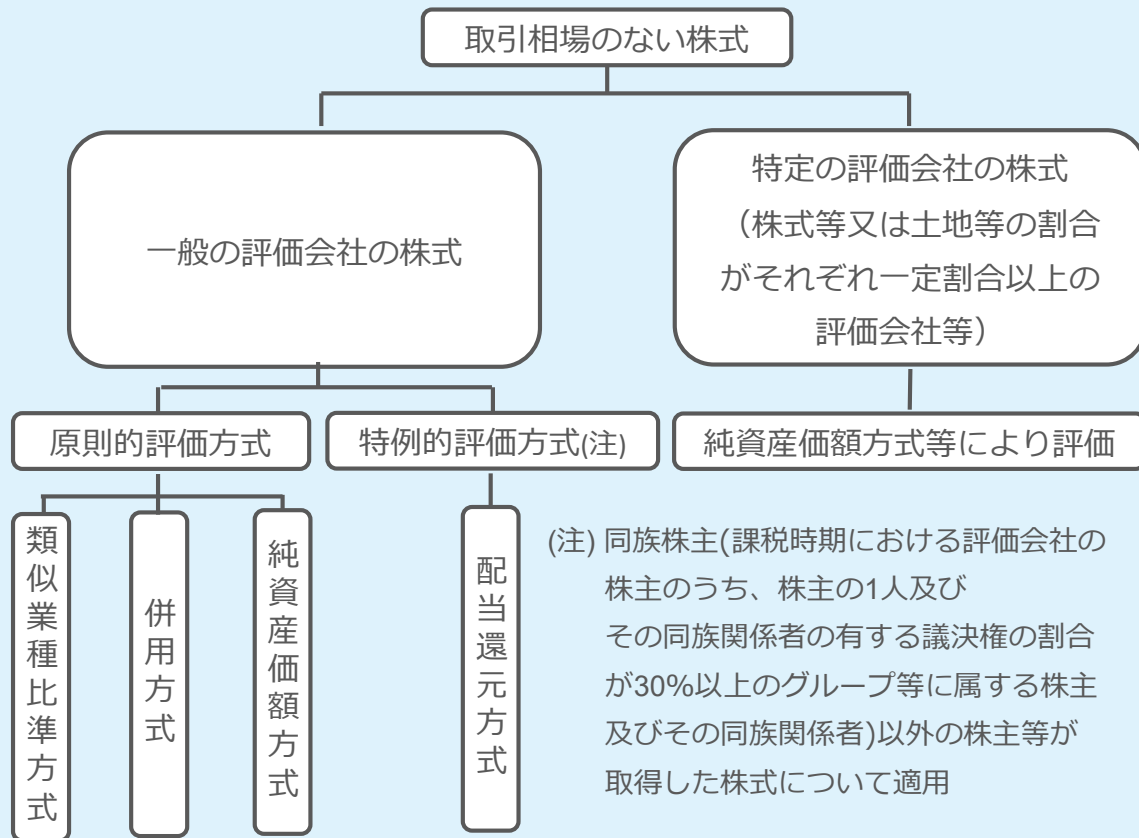
所見

- ✓ 国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要**

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

検査の背景 (本文P655～660)

<取引相場のない株式の評価方法の体系>



相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式
→財産評価基本通達（評価通達）により**株式の発行会社（評価会社）**
の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価

<評価会社の規模区分と原則的評価方式の各評価方式>

原則的評価方式として、次の三つの評価方式が定められている

- ①**類似業種比準方式**：1株当たりの類似業種比準価額により評価
- ②**純資産価額方式**：1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価
- ③**併用方式**：類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価

評価方式 \ 評価会社の規模区分	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	◎	—	○
中会社	—	◎	○
小会社	—	○	◎

(注)原則の評価方式を「◎」、選択可能な評価方式を「○」

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

検査の背景（本文P655～660）

<①類似業種比準価額の計算式>

会社の業績等を表す3要素（配当金額、利益金額、純資産価額（簿価））について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価

類似業種比準価額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{3要素の比準割合} \\ \text{の平均値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{しんしゃく} \\ \text{割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{1株当たりの資本金} \\ \text{等の額に係る調整} \end{array} \right]$$

$$= \mathbf{A} \times \left[\frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{3} \right] \times \mathbf{0.7} \times \frac{\mathbf{1株当たりの資本金等の額}}{\mathbf{50円}} \quad (\text{注2}) \quad (\text{注1})$$

A：類似業種の株価

B：評価会社の1株当たりの配当金額、B：類似業種の1株当たりの配当金額

C：評価会社の1株当たりの利益金額、C：類似業種の1株当たりの利益金額

D：評価会社の1株当たり純資産価額（簿価）、D：類似業種の1株当たり純資産価額（簿価）

「B/B」、「C/C」及び「D/D」は、それぞれ配当金額、利益金額及び純資産価額（簿価）の比準割合

(注1) 「類似業種比準価額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額として計算

することとなっているため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

(注2) 大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5を乗ずることとなっている

<②純資産価額の計算式>

国税庁は、実質的に純資産価額が他の評価方式による評価額の上限となっているなど、基本的な評価額として位置づけ

純資産価額

$$= \frac{\text{資産の合計額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

<③併用方式による評価額>

類似業種比準価額及び純資産価額を用いて計算
評価会社の規模が大きい区分ほど類似業種比準価額を用いる割合が高い

$$= \text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1-L)$$

	「L」の値	「1-L」の値
中会社（大）	0.9	0.1
中会社（中）	0.75	0.25
中会社（小）	0.6	0.4
小会社	0.5	0.5

<特例的評価方式（配当還元方式）による評価額>

年配当金額を一定の率（還元率=10%）で割り戻すことにより、その元本である株式の価額を計算

配当還元方式による評価額

$$= \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50円} \quad (\text{注})$$

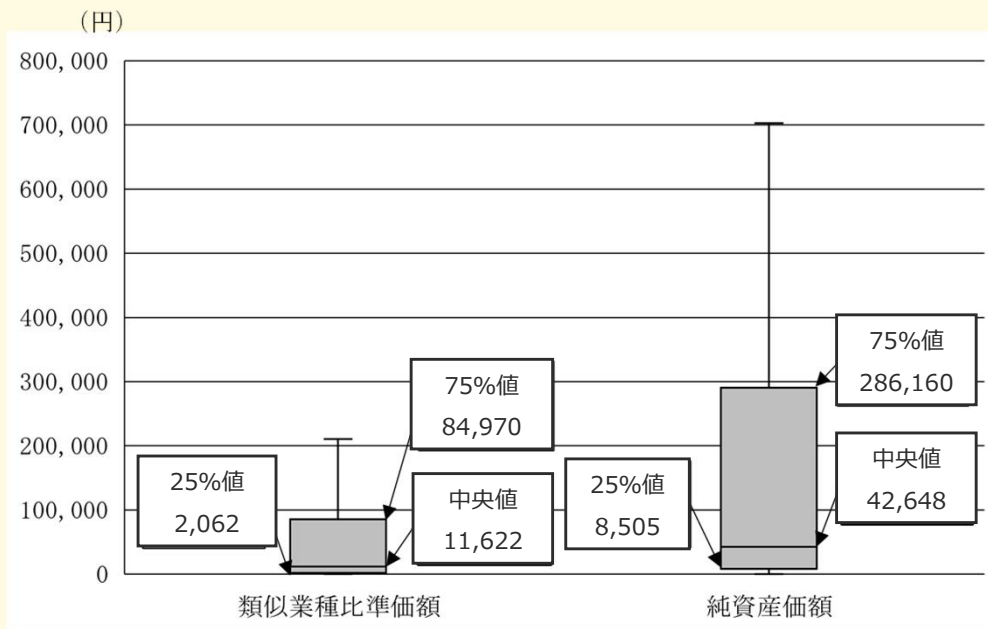
(注) 「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

（検査の対象） 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査

検査の状況 1 原則的評価方式による評価の状況（本文P661～669）

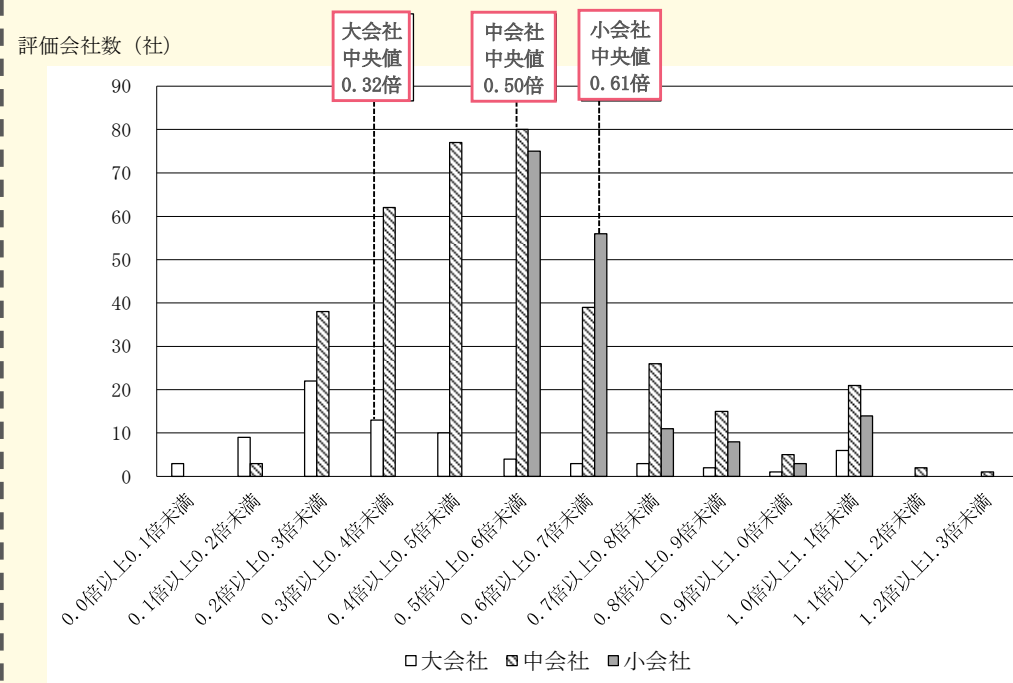
<類似業種比準価額及び純資産価額の比較>



類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、類似業種比準価額は純資産価額に比べて相当程度低い水準

→計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式及び併用方式による各評価額は、純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況

<評価会社の規模区分別の純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況>



純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況を見ると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍
→評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

検査の状況 1 原則的評価方式による評価の状況（本文P661～669）

<類似業種比準価額が純資産価額と比べて低くなる要因>

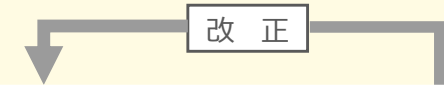
要因 1 類似業種比準価額の計算式等に係る評価通達の改正の影響（改正内容）

- ・類似業種の株価の選択に当たっての業種目及び対象期間の範囲を広げる改正
- ・評価会社の1株当たりの利益金額の選択に当たっての対象時期の範囲を広げる改正



上記の改正により類似業種の株価や評価会社の1株当たりの利益金額について、より選択範囲が広げられるとともに、最も低い金額を選択することが可能になった

→ 類似業種比準価額を下げることも可能になった



区分	現行	評価通達制定当時(昭和39年)
類似業種の株価	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」又は「その業種目の属する中分類の業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」又は「その業種目の属する大分類の業種目」	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」
	【対象期間】 「課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの」、 「類似業種の前年平均株価」又は「課税時期の属する月以前2年間の類似業種の平均株価」	【対象期間】 「課税時期の属する月中の類似業種の株価」
評価会社の1株当たりの利益金額	「直前期末以前1年間」又は「直前期末以前2年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額	「直前期末以前1年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額

要因 2 類似業種比準価額の計算式における配当金額の影響

評価方式	評価会社数	配当金額の比準割合が0であった評価会社数	配当金額の比準割合が0ではなかった評価会社数
類似業種比準方式	92(100%)	43(46.7%)	49(53.2%)
併用方式	498(100%)	426(85.5%)	72(14.4%)
計	590(100%)	469(79.4%)	121(20.5%)

配当金額を計上しておらず、配当金額の比準割合が0の評価会社が約80%を占めている状況

配当金額を計上していない評価会社の類似業種比準価額の計算においては、実質的に2つの比準要素の合計を3で除するなどして評価額を算定することになる

→ 評価額が下がることとなる

このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと史料

検査の状況2 特例的評価方式による評価の状況（本文P669～672）

<還元率と金利水準の比較>

配当還元方式の還元率（10%）は、昭和39年の評価通達制定当時の金利等を参考にするなどして設定

→その後、我が国の金利水準が長期的に低下してきている中、見直されていない（※下図は長期国債の利回りの推移）



(注)日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」、財務省「国債統計年報」等を基に本院において作成

⇒還元率は、社会経済の変化に応じたものとはなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ

所見

国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要